平成２１年（フ）第８７６２号
大阪市東住吉区南田辺２丁目４番23号　松井マンション303号
債務者　東谷　哲平
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７６７号
大阪市東成区玉津３丁目６番13号
債務者　齊藤　陽子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８３３号
大阪府松原市松ケ丘１丁目４番14―309号
債務者　上良　興三
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９９６号
大阪市西成区天神ノ森２丁目６番20号
債務者　重命　麻紀（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１０５号
大阪市中央区島之内２丁目８番21号　大塚マンション503
債務者　福井　浩一
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１０８号
大阪府東大阪市東鴻池町４丁目６番９号　みどりマンション305号
債務者　小山　八郎
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１１９号
大阪府箕面市箕面５丁目13番53―607号
債務者　前田　延子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１５１号
大阪府八尾市高砂町４丁目35番地　府営住宅６―193号
債務者　作本　惠子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１９０号
大阪市此花区高見２丁目11番23号　第二愛和荘12号
債務者　浦　　數良
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２１１号
大阪府八尾市上之島町南２丁目82番地
債務者　石井　佑宜
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２５７号
大阪府吹田市日の出町11番47号
債務者　岩田　美子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２８７号
大阪市北区池田町１番２―1007号
債務者　岡本　　巧
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２９４号
大阪市淀川区加島１丁目23番２―506号
債務者　山路　勝太
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３２７号
大阪府豊中市庄内宝町２―９―25　第一富士マンション111号、住民票上の住所大阪府豊中市庄内栄町２丁目５番14―205号
債務者　伏多　末一
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３３２号
大阪府枚方市釈尊寺町25番25―207号
債務者　長﨑　法生
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３６１号
大阪市浪速区恵美須西３丁目15番５―608号
債務者　松岡　健二
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３６２号
大阪府東大阪市岩田町６丁目１番23号
債務者　茨木　和秀
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３６４号
大阪市生野区新今里３丁目11番21―801号
債務者　大村有希こと髙村侑生こと　梁　　有希
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部